

6 自立をめざす今後の取り組み

終わりに、自立をめざすためには、今後特に次の4点について取り組みを進める必要があります。

第一に、報告書に盛り込んだ「めざすべき姿」や「まちづくりの重点事項」などを実現するためには、これらをどう具体化し、実践していくかにかかっています。

「実施計画」、そして時期や役割分担、方法などを明らかにするための「行動計画」の策定が不可欠であり、そのための組織の設置が必要です。

第二に、村づくり（自治）基本条例の制定は、自立のめざすべき将来像や村づくりの重点事項を実現するために、なくてはならないものであると思います。村づくりにおけるそれぞれの役割と責務、手続など、基本的なルールを行政と村民が一緒になってつくり、それに基づいて全ての施策を進めることが重要です。

第三に、行政のスリム化による住民サービスの低下を極力抑制するためには、現在行政が担っている公共サービスを、外部委託するか住民自らが行うかという選択になります。

現在委託先の多くは民間企業や社会福祉法人になっていますが、今後はこれらのほか、指定管理者制度の活用により、地域住民グループやNPO、企業組合、この報告書で提案している新しい住民自治組織「（仮称）中札内まちづくり会社」など、多様な外部委託の形態が考えられ、また、既存企業の公共サービス部門への進出や、新たな起業化により、新規雇用や高齢者の就労機会の創出が期待できます。

このことが、地域経済への貢献や地域循環型経済の形成につながり、最終的には公共サービスの維持向上により地域住民の満足度の向上に寄与するものであると思います。

第四に、地域や各分野から広く住民が参加してまちづくり計画・事業の提案や公共サービスの提供事業の受託を行う新しい住民自治組織「（仮称）中札内まちづくり会社」の設立、さらに委託の受け皿となる新たな事業者を支援・推進する組織として、専門家も加えた「（仮称）起業化支援機構」の創設も検討する必要があります。

村づくり（自治）基本条例

自治体の組織運営、活動の基本原則及び自治体と住民のお互いの役割や責務、住民参加のための具体的な仕組みや手続きなどを定める条例で、条例体系の最上位に位置づけられ、自治体の憲法ともいえるべき性格を持つもの。2000 年 12 月ニセコ町が「まちづくり基本条例」を制定しました。

指定管理者制度

平成 15 年の地方自治法改正によって、従来の管理委託制度に替わって、営利企業や社会福祉法人、NPO、法人格を持たない団体に対しても、使用の許可も含めて公の施設の管理を行わせることができるようになりました。

NPO

NPO とは、Non Profit Organization（利潤を分配しない組織）の頭文字をとったもので、通常 民間非営利組織 と呼ばれています。株式会社や営利企業とは違い、収入から費用を差し引いた利益を関係者に分配せず、次の活動の費用にします。NPO とは、社会的な公益活動为目标とした非営利活動を行う非政府、民間の組織です。